

NPO等クラウドファンディング広報支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県内において特定非営利活動法人等（以下「NPO等」という。）が行う地域課題の解決に資する活動の促進を図るため、当該活動に係るクラウドファンディング（以下「CF」という。）の広報を県が支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援対象者は、県内に主たる事務所又は活動拠点を有する次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 特定非営利活動法人
 - (2) 公益社団法人又は公益財団法人
 - (3) 一般社団法人又は一般財団法人（いずれも非営利型に限る。）
 - (4) 法人格を有しないボランティア団体等の任意団体（営利を目的とせず、定款又は規約等を有し、かつ、活動実績が確認できるものに限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、支援の対象としない。
- (1) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施している団体
 - (2) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的とする団体
 - (3) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している団体

(支援対象事業)

第3条 支援対象事業は、NPO等が実施するCFプロジェクトであって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 県内の具体的な地域課題の解決に資するものであること。
- (2) 事業の成果が、特定の個人又は構成員のみに帰属せず、広く県民や地域社会の利益に資するものであること。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) CFによる調達資金の用途が、単なる団体の運営経費の補填のみを目的とするものでないこと。
- (5) 宗教的活動又は政治的活動を目的とするものでないこと。
- (6) 利用するCFプラットフォームの審査が完了していること、又は完了する見込みがあること。

(支援の内容)

第4条 県は、支援対象事業に対し、次に掲げる広報支援を行う。

- (1) 県政記者クラブへの資料提供（申請者が作成した資料の配付）
- (2) 県の公式ウェブサイト等への掲載
- (3) 岩手県NPO活動交流センターのウェブサイト及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）での発信
- (4) 庁内グループウェアの掲示板への掲載

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、CFの募集開始日の2週間前までに、NPO等クラウドファンディング広報支援申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、岩手県

環境生活部若者女性協働推進室長（以下「室長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 記者クラブへの情報提供資料（希望する場合に限る。）
- (2) 定款又は規約の写し（任意団体の場合は、直近の活動実績が確認できる書類を併せて提出）
- (3) 利用するCFプラットフォームの審査状況が確認できる書類
- (4) CFプロジェクトの掲載内容が確認できる書類
- (5) 県が広報支援において使用する画像

（支援の決定等）

第6条 室長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援の可否を決定するものとする。

2 室長は、前項の規定により支援を決定したときはNPO等クラウドファンディング広報支援決定通知書（様式第2号）により、支援しないことを決定したときはNPO等クラウドファンディング広報支援を実施しない旨の決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 前条の規定により支援決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合又はCFプロジェクトを中止しようとする場合は、速やかに室長に届け出なければならない。

（支援決定の取消し）

第8条 室長は、支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援決定を受けたとき。
- (2) 第2条又は第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (3) その他支援を継続することが適当でないと室長が認めたとき。

（実施報告）

第9条 支援決定者は、当該CFにより実施するプロジェクトの執行を完了した後、速やかに当該プロジェクトの実施結果について、利用したCFプラットフォーム又は自らの団体のウェブサイト等により公表しなければならない。

2 支援決定者は、前項の公表に併せて、当該実施結果を県に報告しなければならない。

（免責）

第10条 この要領に基づく支援は、CFの目標額の達成やメディアへの掲載等を保証するものではない。

2 県は、CFプロジェクトの実施に関して生じた損害及び紛争について、一切の責任を負わない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月13日から施行する。